

安全・安心なまちづくり 防水板設置工事助成金のご案内



浸水被害を軽減しましょう

近年、市内各地において短時間で強い雨が降る局地的大雨が発生しています。さらに、宅地化が進んだことによって、雨水が地下にしみ込みにくくなり、低地部などでは雨水が地表面にあふれ、床上浸水等の被害が発生する恐れがあります。過去に浸水被害にあわれた地域にお住まいの方は、自ら防水板を設置することによって、雨水の流入を防ぎ、被害を軽減することができます。

防水板とは？



建物等の出入口に設置し、金属板等の浸水に耐える材質で、取りはずし又は移動が可能なものをいいます。

防水板の設置事例

一般住宅(中央区)



マンション(中央区)



【脱着式】

使用しないときは設置個所の近くに防水板を収納し、使用時に運搬、設置し、金具の締め付け等により止水します。

助成金制度について

市内における浸水被害の軽減を図るため、建物等の所有者又は使用者が行う防水板の設置及びその設置に伴う関連工事費用の一部を助成します。

1

助成対象者

住宅、マンション等に防水板の設置及び関連工事を行う所有者又は使用者。

3

対象工事

・防水板の設置
・防水効果を高めるため上記工事と一体として行う工事
例) 外構等の防水工事など

2

助成範囲

過去に浸水被害が発生した地域とする。

4

助成額

防水板の設置等に要する費用の2分の1とし、一つの建物について75万円を限度とする。(100円未満切り捨て)



お問い合わせ 千葉市建設局下水道企画部 下水道営業課

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL：043-245-5411 FAX：043-245-5614

e-mail：eigyo.COP@city.chiba.lg.jp

<https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/eigyo/bousuiban-annai.html>

説明動画や
各様式・要綱は
こちらから！

